

[事案 24-94] 契約無効請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約締結およびその後 2 回行われた転換は、契約者兼被保険者である本人の同意なく行われたものであるとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 3 月に加入した定期保険特約付終身保険は、平成 10 年 7 月および平成 19 年 2 月にそれぞれ転換されたが、加入および各転換の手続は契約者兼被保険者である本人の意思にもとづかずに行われたものであるため、契約を無効として、払込んだ保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成元年 3 月の加入時、申立人は未成年であり、その申込み手続は申立人の母によって行われ、保険料は申立人の父名義の預金口座から引去る方法により支払われているので、親権者による代理行為として有効である。
- (2) 被保険者の同意は、法定代理人が未成年者を代理して同意することが認められるのが通例とされており、加入時の被保険者の同意は、親権者によって行われている。
- (3) 平成 10 年および平成 19 年の転換の無効については争わず、すでに転換無効に応じている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 以下の理由から、平成元年の契約（第一転換前契約）への加入および申立人が被保険者となることについては、法定代理人の同意があったと認められ、第一転換前契約は法定代理人双方の意思にもとづく、未成年者名義の契約であったと解釈できる。
 - (1) 契約の申込み手続は申立人の母により行われ、申立人の父の意思にもとづくものかは直ちに明らかではないが、親権の行使は必ずしも共同でなされなければならないものではなく、他方の同意があれば良いと解されている。
 - (2) 第一転換前契約の保険料は平成 10 年まで申立人の父名義の預金口座から支払われていたことが認められるが、この支払に対し、申立人の父が異議を述べたことをうかがわせる事情は証拠上認められないので、申立人の父は第一転換前契約の申込みに対して黙示的に同意したことが認められる。
 - (3) 仮に、申立人の父において、第一転換前契約の加入当時、同意していなかったとしても事後的に追認したものと認められる。
2. 以下の理由から、申立人は第一転換前契約の加入当時、同契約を締結することおよび同契約の被保険者となることにつき、同意を与えていたことが推認される。
 - (1) 第一転換前契約の加入は約 25 年前であり、その直接の資料は廃棄されているものの、保険会社提出の資料によれば、平成元年 2 月頃、申立人が面接士と面談して告知書を作成したことが認められる。

- (2) 申立人は面接士との面談について記憶がない旨主張するが、約 25 年前の未成年であった頃の記憶を喪失しているのはむしろ当然のことである。
- (3) 保険会社が申立人が面接士と面談した記録帳票のような機械的な証拠を偽造することは通常考えられない。
3. 以上より、第一転換前契約を締結することおよび申立人が同契約の被保険者となることについては、申立人の法定代理人親権者である両親および申立人の意思にもとづくものと認められるため、同契約は有効であると言える。